

文京区立幼稚園における長時間保育等の実施に関する条例を廃止する条例を公布する。
令和八年十月七日

文京区長 成 澤 廣



文京区条例第四十六号

文京区立幼稚園における長時間保育等の実施に関する条例を廃止する条例

文京区立幼稚園における長時間保育等の実施に関する条例（平成十七年十月文京区条例第五十七号）は、廃止する。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和九年四月一日から施行する。

（文京区保育所における保育に関する条例の一部改正）

2 文京区保育所における保育に関する条例（昭和六十二年三月文京区条例第十一号）の一部を次のように改正する。

第四条中「又は文京区立幼稚園における長時間保育等の実施に関する条例（平成十七年十月文京区条例第五十七号）第四条に規定する長時間保育を利用してゐる児童の保護者」を削る。

（文京区立幼稚園使用条例の一部改正）

3 文京区立幼稚園使用条例（昭和三十九年三月文京区条例第二十号）の一部を次のように改正する。

第四条中「（文京区立幼稚園における長時間保育等の実施に関する条例（平成十七年十月文京区条例第五十七号）第四条第一項に規定する長時間保育及び同条例第五条に規定する延長保育を除く。）」を削る。